

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日（木）午後1時30分から午後2時05分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	中 山 雅 史
会長職務代理	2番	菊 地 典 夫
委 員	1番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	中 山 茂
委 員	4番	中 山 一 徳
委 員	5番	海老原 茂
委 員	7番	仲 井 一 人
委 員	8番	文 藏 雄 嗣
委 員	9番	岡 野 幸 雄
委 員	10番	榎 田 実

農地利用最適化推進委員（9人）

委 員	大 山 謙 吉
委 員	飯 田 一 夫
委 員	澁 谷 正 信
委 員	文 隨 靖
委 員	中 島 一 郎
委 員	小 菅 庄 一
委 員	吉 田 義 博
委 員	山 中 正 市
委 員	飯 泉 秀 夫

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	千 葉 裕 康
事務局長補佐	大久保慎太郎
係 長	飯 山 克 彦

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 瀬 川 仁

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第3号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）

報告事項

- ①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和6年10月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに切り替えますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくようお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、10月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の総会には、農地利用最適化推進委員の皆さんにも出席いただいております、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、総会終了後、農地利用最適化推進連絡会を予定しておりますので、引き続き皆様方の御協力をお願いします。

最後になりますが、本日の総会は、議案5件と報告事項3件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の9名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、8番文蔵委員、9番岡野委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は3件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、合計3筆、 m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、合計4筆、[]m²の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思えます。5番海老原委員よりお願いします。

1. 海老原委員

10月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、岡野委員、榎田委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地は、[]の[]になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、借入地約1,522アールを耕作しており、野菜を作付けする農地所有適格法人です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、[]m²、登記、現況とも田、2筆、[]m²、合計3筆、[]m²を、事業拡大のため売買により譲り受け、野菜の作付けをする予定です。

続きまして受付番号2番、地図は3ページになります。

申請地は、[]の[]になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、ずっと実家の農業を手伝っておりますが、新規就農者になります。

申請地は、登記、現況とも田、4筆、[]m²を贈与により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は4ページになります。

申請地は■■■■の南西側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約2,810アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は4名で、水稻、陸稻を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、■■■■m²を規模拡大のため、農地中間管理機構が行う特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番から3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議を進めてまいります。受付番号3番については、8番文蔵委員が議事参与の制限に該当しますので、2つに分けて審議を進めてまいります。

議案第1号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号の受付番号1番、2番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号の受付番号1番、2番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて、受付番号3番について審議いたします。文蔵委員の退席をお願いします。

(文蔵委員退席)

1. 議長(中山会長)

それでは審議します。受付番号3番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第1号の受付番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第1号の受付番号3番については原案のとおり許可することに決定いたしました。文蔵委員の復席をお願いします。

(文蔵委員復席)

1. 議長(中山会長)

以上審議の結果、議案第1号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(中山会長)

続いて議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局(大久保事務局長補佐)

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件となっております。5ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、令和5年1月10日付、みらい農委指令第40号をもって建売住宅の許可を受けましたが、自己住宅への承継を伴う事業計画変更をするための申請になります。

申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも畑、面積は[]m²でございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。9番岡野委員よりお願いします。

1. 岡野委員

10月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は6ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXのXXXXXXになります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

先程、事務局から説明がありましたが、令和5年1月10日付で建売住宅の許可を受けましたが、承継者が自己住宅を建築するため、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、受付番号1番につきましては、承認しても差し支えないと思われま

す。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号は原案のと

おり承認することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は7件となっております。7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、進入路整備のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、店舗建築のための賃借権設定となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、山林、現況、畑、面積は■■■■㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料1」をご覧ください。

続きまして受付番号4番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号5番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号6番、申請理由は、建売住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、田、現況、畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計2筆、■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号7番、申請理由は、建売住宅建築のための売買となっております。
申請地は、[]字 []番 []、地目は登記、現況とも畑、面積は []m²
でございます。
説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思えます。まず、受付番号1番から4番について10番榎田委員よりお願いします。

1. 榎田委員

10月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は9ページになります。

申請地は、[]の []になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、[]m²を利用し、進入路を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、進入路を整備するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は10ページになります。

申請地は、[]の []になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、近隣でコンビニエンスストアを運営しておりますが、来客者数に対し駐車場が狭く、事故が起りやすい状況のため、申請地1筆、[]m²を利用し、コンビニエンスストアを移転する計画となっております。

資金計画については自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、コンビニエンスストアを建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は11ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]になります。現地は、草が生えており、耕作はされておりました。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたします。

申請者は、別紙「参考資料1」にもありますが、発電量は350kwで640wパネル1,048枚、パワーコンディショナー8台、キュービクル1台を設置する計画となっております。

発電量調整供給兼基本契約申込書、太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドラインの事業概要書も提出されており、第2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、地図は12ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、[REDACTED]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。続いて、受付番号5番から7番について9番岡野委員よりお願いします。

1. 岡野委員

10月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号5番、地図は13ページになります。

申請地は、[]の[]になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「[]」、「[]」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、[]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号6番、7番は譲受人が同一の為、一括して説明いたします。地図は14ページになります。

申請地は、[]の[]になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地と判断いたします。

申請者は、受付番号6番については、申請地2筆、[]㎡、受付番号7番については、申請地1筆、[]㎡を利用し、建売住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、建売住宅を建築するための許可基準を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず、議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号6番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号7番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1 議 長（中山会長）

続いて、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。15ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は[]㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。9番岡野委員よりお願いします。

1. 岡野委員

10月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は16ページになります。

申請地は、[]の[]になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成14年9月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると思えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第4号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。17ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が27筆で、83,749㎡、畑が3筆で、4,288㎡、合計30筆、88,037㎡です。貸し手が10人で、借り手が5人となります。

次に更新案件ですが、田が14筆で、34,852.72㎡、畑が24筆で、33,182㎡、合計38筆、68,034.72㎡です。貸し手が17人で、借り手が6人となります。

合計では、田が41筆で、118,601.72㎡、畑が27筆で、37,470㎡、合計68筆、156,071.72㎡です。貸し手が27人で、借り手が11人となります。

権利の設定開始は、令和6年10月26日、令和6年11月1日、令和7年1月1日からとなります。

詳細につきましては、18ページから21ページの農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。19ページの受付番号38番から受付番号64番は3番中山茂委員、受付番号65番から受付番号68番は4番中山一徳委員が議事参与の制限となっております。したがって、3つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号1番から受付番号37番について審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号1番から受付番号37番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号1番から受付番号37番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(中山会長)

続いて、受付番号38番から受付番号64番について審議いたします。3番中山茂委員の退席をお願いします。

(中山茂委員退席)

1. 議長(中山会長)

それでは審議します。受付番号38番から受付番号64番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号38番から受付番号64番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号38番から受付番号64番については原案のとおり許可することに決定いたしました。中山茂委員の復席をお願いします。

(中山茂委員復席)

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号65番から受付番号68番について審議いたします。4番中山一徳委員の退席をお願いします。

（中山一徳委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号65番から受付番号68番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号65番から受付番号68番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号65番から受付番号68番については原案のとおり許可することに決定いたしました。中山一徳委員の復席をお願いします。

（中山一徳委員復席）

1. 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第5号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項3件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は22ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、板橋地区が2件となります。

申請理由は建売住宅建築のためのものが2件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は23ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、谷井田地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項③「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は24、25ページをご覧ください。

今回の合意解約は6件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが3件、耕作者変更のためのものが1件、中間管理事業に変更するためのものが2件となっております。

報告は以上です。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、10月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和6年10月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長

Ⓔ

議事録署名委員

Ⓔ

議事録署名委員

Ⓔ